平成２２年（フ）第２１７８４号
東京都江戸川区船堀７丁目19―18―302
債務者　加藤日出子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４号
熊本県山鹿市鹿央町広3512番地
債務者　髙岡　美鈴
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前11時10分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
熊本県菊池郡大津町森772―12
債務者　髙岡　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前11時10分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
静岡県富士市久沢893番地の５、前住所静岡県富士市富士見台５丁目２番地の６
債務者　加藤　弥生
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３５７３号
東京都豊島区池袋１丁目７―23―304
債務者　日置　　光
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５７２号
東京都渋谷区幡ケ谷３丁目64―14　河合アパート２階
債務者　長門　由佳
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７７２号
東京都北区赤羽２丁目52―４―202
債務者　宗方　里恵
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２０６号
東京都大田区西糀谷３丁目１―27　清和コーポ２―C、住民票上の住所東京都大田区萩中３丁目28―８　ジョイホームズⅡ―303
債務者　平野　美鈴
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７３７号
東京都三鷹市牟礼３丁目８番11号ピアシティー201
債務者　窪薗　政治
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７３８号
東京都三鷹市牟礼３丁目８番11号ピアシティー201
債務者　窪薗　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７４号
長崎県佐世保市中里町197番地　下中里住宅15号
債務者　中坪　和子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１４４２号
東京都練馬区早宮１丁目８―17―206
債務者　田口　正旦
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５４３号
東京都墨田区東向島２丁目36―12―510　ＯＲＩＥＮＴ　ＮＯ．57
債務者　長谷川順子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５５４号
東京都町田市小野路町1747―１―102
債務者　須藤　定宣
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部